

横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成17年4月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市地区センター条例第5条に規定する地区センターの指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するための手続きを定めるものである。

(指定管理者の選定基準)

第2条 指定管理者の選定については、次に掲げる事項を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 地域コミュニティの醸成や地域連帯意識の形成に寄与する等地区センターの設置理念に基づく運営が図られること。
- (2) 地域ニーズに合わせた事業が実施できること。
- (3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定期間中安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していること。

(申請書等)

第3条 申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定申請書
- (2) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類。
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該施設についての事業計画書
- (6) 当該地区センターの管理運営費提案書及び管理に関する業務の収支予算書
- (7) 法人にあつては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書(過去3年分)
- (8) 決算書類(貸借対照表、損益計算書)
- (9) 現在の組織、人員体制を示す書類(就業規定・給与規定等)
- (10) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第4条 区長は、指定管理者に応募したものの中から地区センター指定管理者の選定を行うものとする。

2 区長は、前項の選定に当たっては、次条に定める地区センター指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(指定管理者選定委員会)

第5条 地区センターの指定管理者の選定について区長に意見を述べるため、地区センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、10人以内をもって組織する。

3 委員会は、学識経験者や利用者の代表等から意見等を聴くことができる。

4 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定管理者の報告)

第6条 区長は、指定管理者を選定したときは、市民局長へ報告するものとする。

(指定の取消等)

第7条 区長は、次に掲げる場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者の管理業務又は経理状況に関する報告若しくは実地調査に基づく必要な指示に従わないとき。

(2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(協定の締結)

第8条 指定管理者に指定されたものは、区長と地区センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 利用の許可等に関する事項

(3) 第3条第5号の事業計画書に記載された事項

(4) 本市が支払うべき経費に関する事項

(5) 利用料金に関する事項

(6) 減免の取り扱いに関する事項

(7) 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

(8) 利用状況及び事業報告に関する事項

(9) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

(10) その他区長が必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成17年4月22日から施行する。